

富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する総合的なガイドライン

令和5年12月

富山県教育委員会

目 次

前 文	2
本ガイドライン策定の趣旨等	4
I 学校部活動	5
1 学校部活動の位置づけ	5
2 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動の方針の策定等	5
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
3 適切な休養日と活動時間の設定	7
4 適切な指導の実施	7
(1) 適切な指導	7
(2) 学校部活動における不祥事の防止	9
(3) 事故防止と事故への対応	11
(4) 指導現場での応急処置	12
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	13
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置	13
(2) 外部指導者の活用	13
(3) 地域との連携等	13
(4) 参加する大会等の精選	14
II 新たな地域クラブ活動	16
1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	17
(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	17
① 休日の活動の在り方等の検討	17
② 検討体制の整備	17
③ 段階的な体制の整備	18
(2) 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	19
(3) 地方公共団体における総合的・計画的な取組	19
3 運営団体・実施主体としての適切な運営のための体制整備	19
(1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	19
(2) 関係者間の連携体制の構築等	20
(3) 指導者の量の確保	20
(4) 活動場所の確保	21
(5) 適正な運営方法	21
① 活動内容	21
② 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	22
③ 保険等の安全措置	22
④ 安全に配慮した体制整備	23
(6) 教師等の兼職兼業	23
4 適切な指導の実施	24
(1) 指導者の質の保障	24
(2) 適切な休養日と活動時間の設定	24
(3) 適切な指導	25
5 学校との連携等	26
III 大会等の在り方の見直し	27
1 生徒の大会等の参加機会の確保	27
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	27
(1) 大会等への参加の引率	27
(2) 大会運営への従事	28
3 生徒の安全確保	28
4 大会等の在り方	29
終わりに	31

前文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- こうしたなか、富山県教育委員会では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、適切な休養日等を設定するほか、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備や大会等の見直しなどを示した「富山県部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を策定した。
- 平成31年・令和元年には、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年には、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示された。
- また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、国は、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

- 富山県教育委員会は、上記ガイドラインの改定を踏まえ、平成31年2月に策定した「富山県部活動の在り方に関する方針」を全面的に改定するものである。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本ガイドラインのうち「Ⅰ 学校部活動」については、県立高校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 一方、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とする。県立高校については、中学生が学校部活動を理由として高等学校を選択することや、高等学校が学校部活動を学校の特色としていることを踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

1 学校部活動の位置づけ

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や、活動を通して自己肯定感や責任感、連帯感を高めるなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい活動である。

学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、その取扱い等を示す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定等

ア 学校の設置者

富山県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「学校の設置者」という。）は、部活動の休養日の設定及び活動時間その他適切な学校部活動の取組に関する「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。富山県教育委員会は、本ガイドラインを県立学校における当該方針とし、市町村教育委員会は、国ガイドラインに則り、県ガイドラインを参考に、当該方針を策定する。

なお、市町村教育委員会は、次のイ及びウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、富山県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

イ 校長

校長は、「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、学校部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び部活動顧問から提出された活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 部活動顧問

部活動顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教師等を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師等の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 学校の設置者は、部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員や外部指導者等。以下「部活動指導者」という。）を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
特に、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- オ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- キ 県は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、県内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。
- ク 校長は、「県立学校における個人情報管理について（指針）」（平成19年11月2日 県立学校課）に基づき、個人情報の記載がある名簿等の校外への持ち出しについては、管理責任者に了承を得たうえで行き、厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いに関する体制を整備する。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえる。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会等(大会、コンクール、コンテスト、発表会等をいう。以下同じ。)に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある学校の実態を考慮し、学校部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会等や練習試合等により、1日の活動時間が(1)ウに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び部活動指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防や、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 学校部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、部活動指導者の指導の下で、学校部活動の意義が十分発揮できるように学校において計画する教育活動として適切に行われることが求められる。

部活動指導者は、日々の学校部活動において、共通の目標に向かって生徒と一緒に活動し、話し合い、励まし合い、高め合っていく活動を通して、担任や保護者とは違う面での生徒理解を深めることができる。そのためにも、部活動指導者には、①指導理念をもつ、②常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ、③生徒と共に学び、活動する姿勢をもつ、④生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ、⑤生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ、⑥学校生活を大切に作る姿勢をもつ、⑦他の指導者から学ぶ姿勢をもつといった姿が求められる。

ウ 充実した指導のために必要な7つの事項

- ① 学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とを的確に区別する。
- ⑥ 最新の科学的な指導内容・方法を取り入れる。
- ⑦ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重する。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにする。
- ③ 生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導する。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導する。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑥ 生徒の様々な志向（競技志向、大会志向、レクリエーション志向等）を踏まえ、勝利至上主義とならないようにする。
- ⑦ 部活動指導者間の役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛する。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得る。

オ 部活動指導者

(ア) 部活動指導者は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務（注意義務）があり、①潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、②潜在的な危険が重ならないようにする配慮、③二次的な事故にならないようにする配慮などが求められる。

(イ) 運動部の部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる

指導を行う。

文化部の部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

部活動指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(ウ) 部活動指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、ア及びオ(イ)に基づく指導を行う。

カ 学校部活動を支える組織として、顧問会議、キャプテン会・部会（ミーティング）がある。部活動顧問は、生徒が活発に活動を展開するための学校部活動の内容と方法を定期的に検討する組織として顧問会議を充実させたり、生徒による自主的な運営を高めていくためのリーダーの育成の役割を担うキャプテン会や部員同士や部員と部活動指導者がお互いの意見等を交換できる場としての部会（ミーティング）を定期的で開催することが必要である。

また、家庭や地域との連携も考える必要があり、保護者の理解と協力は不可欠である。このため、部活動顧問と保護者が話し合う場を大切にし、相互の信頼関係を深めることが大切である。

（2）学校部活動における不祥事の防止

学校部活動における体罰等の不祥事を防止するためには、部活動指導者一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動指導者として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気在校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

ア 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない

い教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

(ア) 原因又は背景

- ・生徒と部活動指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足により、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・部活動指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観をもっている。
- ・大会等での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いをもっている。
- ・保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・部活動指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。等

(イ) 未然防止に向けて

- ・一時的な感情で行動しないための方法について研修する。
- ・人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。
- ・自主的に学校部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期的な視野に立って、根気強く指導する。
- ・生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・部活動指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、教師等と生徒との関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

学校部活動においては、部活動指導者の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

部活動指導者は、セクハラを受けた生徒が、学習や学校部活動への意欲を失ったり、部活動指導者に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは、「同じ組織で活動するものに対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又はその活動環境を悪化させる行為」とされている。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場

合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に応じた言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない学校部活動づくりのためには、部活動指導者と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、部活動指導者が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教師等により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

オ 個人情報情報の適正な管理

「県立学校における個人情報情報の管理について（指針）」（平成19年11月2日 県立学校課）に基づき、個人情報情報の記載がある名簿等の校外への持ち出しについては、管理責任者に了承を得たうえで行い、厳重に管理するなど、個人情報情報の適切な管理及び取扱いを徹底する。

（3）事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るためには、個人や個々の学校部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため、取り組んでいく必要がある。

また、学校部活動には生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、部活動指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

事故は当然と考えるものではなく、また一方、活動が消極的になっても学習の効果が得られない。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。

イ 学校部活動を安全に進める上でのポイント

学校部活動中の事故防止においては、「安全学習」と「安全指導」の側面があるが、相互の関連を図りながら、計画的・継続的に進めることが重要であり、活動場面の違いや運動種目、活動分野等の特性により、安全対策を講じなければならない。同様に「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるためには、学校の教師等の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、学校部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、環境省・気象庁が発する熱中症警戒アラートや、活動前に計測した暑さ指数(WBGT)を踏まえ、学校部活動の中止も含め適切に対応する。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、平素から部活動指導者に、どのような時に、どのような対応をするか周知され、共通理解が図られていることが大切である。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。

(ロ) 指導計画の作成と見直し

学校部活動の指導計画においては、短期（1週間から1か月）だけでなく、中・長期（1～3年）を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加したり、心身に負担を与えたりするだけでなく、以後の競技生活や健全な成長に悪影響を与えかねない。このため、発育発達の途上にある中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

また、練習計画を詳細に検討し実施したとしても、実際には、当初の計画との違いが生じてくることから、その日の天候、部員の健康状態や疲労状態等の状況を把握し、適時変更することはもちろんのこと、練習後に、その日の練習をふりかえり、指導及び練習方法、活動場所の変更、練習日時の変更などを検討する必要がある。

エ 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、部活動指導者は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。部活動指導者は、救急車に同乗し搬送先の病院を確認し、病院において保護者に状況を説明する。校長等の管理職は、保護者へ搬送先の病院等の連絡をするとともに、教育委員会へ第一報を入れ、病院へ向かう。

(4) 指導現場での応急処置

学校部活動中において、けがや事故が発生したときの指導現場における応急処置の主なものとして、①心肺蘇生法、②RICE法（捻挫、打撲、骨折の疑いのあるとき）、③止血法、④頭部外傷への対策、⑤熱中症への対策があげられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導体制が構築できない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 外部指導者の活用

学校の設置者及び校長は、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者、トレーナーや栄養士を活用し、学校部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けること

も考えられる。

イ 県、学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(4) 参加する大会等の精選

ア 富山県中学校体育連盟、富山県高等学校体育連盟、富山県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 富山県中学校文化連盟、富山県高等学校文化連盟等県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、上記ア又はイの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等（合宿や遠征等を含む。）を精査する。

また、年間の活動計画に位置付けるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えることや、生徒の心身の健全育成や安全確保を最優先とするという視点を有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中にある場合は、活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む必要がある。

また、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

県及び市町村は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていく。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 参加者は、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

イ 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

ウ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このよう

な運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

エ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用の充実が期待できる。

2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

① 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むことも考えられるため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

② 検討体制の整備

ア 県及び市町村は、地域の実情に応じて首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、必要に応じて公表する。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・芸術文化協会等の団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

エ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

③ 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

㊦ 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

㊧ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体等の多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記㊦㊧のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(2) 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、国が、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することを踏まえ、県及び市町村においては、地域スポーツ・文化芸術の環境整備のための取組を重点的に行っていく。

イ 県及び市町村は、随時、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

(3) 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記(2)を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県は、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、市町村に対して必要な指導助言、支援を行う。

3 運営団体・実施主体としての適切な運営のための体制整備

(1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、市町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町村が運営団体になることも想定される。

イ 県及び市町村並びに県スポーツ協会をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底するとともに、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

る。

ウ 運営団体・実施主体は、中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動における様々なトラブルについて、相談体制の構築や、当該市町村及び地域クラブ活動との情報共有により解決に努める。

(3) 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、学校部活動で指導を担う部活動指導員や外部指導者となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体等の求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備する。なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICT等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。

エ スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や

資質向上の取組を進める。

オ スポーツ・文化芸術団体等は、研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

(4) 活動場所の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設の活用も検討する。

イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 県及び市町村は、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

(5) 適正な運営方法

① 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポー

ツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

② 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援に努める。また、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加できるよう支援に努める。

ウ 県及び市町村は、県が実施する応援企業登録制度をはじめとする、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備充実や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

③ 保険等の安全措置

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

④ 安全に配慮した体制整備

ア 学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合において学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づき施設や設備の定期的な安全点検を行うとともに、指導者や参加者に対し、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導を行う。

イ 学校部活動と地域クラブ活動が施設や設備を共用する場合に、学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、それぞれが円滑に管理できるよう、使用前後の状態や安全面に関する引継ぎがなされる体制を整備する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に連絡体制を整備する。学校は、安全確保のため、必要に応じて危機管理マニュアルの共有や、保護者への連絡に関する情報共有等の連携を検討する。県及び市町村は、運営団体・実施主体と定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊急時における連絡体制や安全管理体制について、適宜、指導助言を行う。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県において実施する指導者研修会等も活用し、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法についてすべての指導者が適切に対応できるよう安全管理体制を整備する。

(6) 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて労働時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

4 適切な指導の実施

(1) 指導者の質の保障

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境や文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 県及び市町村並びにスポーツ団体・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めるとともに、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶や、個人情報の適正な管理及び取り扱いの徹底に取り組む。

ウ 県においては、指導者の質の向上を図るため、効果的な練習方法、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰・ハラスメントの根絶等をテーマに指導者研修会を継続的に開催し、適宜必要な見直しを行う。

エ 地域スポーツクラブ活動の指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。また、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

カ スポーツ団体や文化芸術団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口や、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口の活用のほか、県や市町村などスポーツ団体・文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

(2) 適切な休養日と活動時間の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ

活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上活動休養日を確保する。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会等(大会、コンクール、コンテスト、発表会等をいう。以下同じ。)に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある地域や学校の実態を考慮し、休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(3) 適切な指導

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 4 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、不祥事を防止する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 4 (1) に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、県及び市町村等が主催する研修会に参加するほか、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した学校部活動における指導手引を活用して、指導を行う。

5 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ち得るものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュールなどの共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

オ 遠征及び県外で行われる競技会等については、回数等の検討を運営団体・実施主体に依頼し、適正なものとなるようにする。（参考「富山県児童・生徒の運動競技に関する基準」平成13年4月2日 ス第79号 文学第237号）

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動等が参加できる大会等に対しても、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録のあり方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

イ 市町村において、部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、J S P Oと公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図り、大会運営に携わる指導者の負担軽減を図る。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けるよう努める。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、大会の日程が過密になり、限られた期間に集中して実施することがないように十分に配慮する。また、やむを得ず天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 富山県中学校体育連盟及び学校の設置者は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、「富山県児童・生徒の運動競技に関する基準（平成13年4月2日 ス第79号 文学第237号）」を参考に、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

また、富山県中学校文化連盟及び県の文化活動に関わる組織並びに学校の設置者は、中学校の生徒が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、富山県中学校体育連盟及び富山県中学校文化連盟、県の文化活動に関わる組織並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会等の多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ・文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の

運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

終わりに

- 学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっている。
- 学校部活動を巡ってはこれまで国や県の検討会議等で議論が行われ、様々な課題が指摘されてきたが、県内でも少子化の進行により、持続可能性の面で厳しくなっているという危機感が共有されている。
- 中学生や高校生にとって、スポーツ活動や文化芸術活動は、心身を磨き伸ばす意義ある活動であることから、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向け取り組む必要があり、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本ガイドラインは、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、体制の構築に当たっては、「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本ガイドラインを踏まえ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者等の理解を得つつ段階的な取組を進め、誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を創出することが望まれる。
- 本県においては、本ガイドラインについて、国の方針のほか、中央体育団体や中央競技団体等の動向、各地域における取組の進捗状況等を踏まえ、適宜、課題解決に向けた調整及び見直しを行うこととする。